

苫小牧市

中小企業振興計画別冊

令和2年度新型コロナウイルス対策事業

(2020年8月19日現在)

現在実施中の事業（目次）

	事業名又は取組名 <small>(各名称をクリックすると詳細ページへリンクします)</small>	所 管 課	小規模企業 関連事業
1	中小事業者持続化支援事業	産業経済部 緊急経済対策給付金室	○
2	雇用調整助成金等申請費用補助金	//	○
3	苫小牧イノベーション活性化事業	産業経済部 工業・雇用振興課	○
4	消費喚起事業助成金	産業経済部 商業振興課	○
5	融資保証料補給事業	//	○
6	経営継続支援事業	産業経済部 緊急経済対策給付金室	○
7	プレミアム付商品券事業	//	○

今後実施予定の事業

	事業名又は取組名 (各名称をクリックすると詳細ページへリンクします)	所 管 課	小規模企業 関連事業
8	オンライン合同就職説明会事業	産業経済部 港湾・企業振興課	○
9	事業者向け支援策普及事業	産業経済部 工業・雇用振興課	○
10	固定資産税・都市計画税の減免	財政部資産税課	○

受付を終了した事業

	事業名又は取組名 (各名称をクリックすると詳細ページへリンクします)	所 管 課	小規模企業 関連事業
11	休業等支援事業	産業経済部 緊急経済対策給付金室	○
12	店舗改装費補助金特例の適用	産業経済部 商業振興課	○

現在実施中の支援事業（詳細）

事業番号 No.1	中小事業者持続化支援事業 申請期間：R2.6/19~R3.2/26
事業概要	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けながらも、運転資金の工面や雇用の確保に積極的に取り組む市内の事業者に支援金を給付する。 ・1事業者あたり10万円を支給します
支援対象	市内に主たる事業所がある国の持続化給付金の支給決定者で、次の①または②のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者 ※令和2年3月2日以降に融資を受けたもの ②国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（緊急特定地域特別雇用安定助成金含む）の支給決定者 ※令和2年1月24日以降に実施した休業等により、雇用調整助成金等の支給決定を受けたもの
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

事業番号 No.2	<u>雇用調整助成金等申請費用補助金</u> <u>申請期間：R2.8/3~R3.2/26</u>
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業を余儀なくされた市内事業者に対し、事業活動の継続や従業員の雇用維持を図るため、国の「雇用調整助成金等」の申請費用を補助する。 ・1事業者上限30万円 補助率10/10 千円未満の端数切捨。 ※申請は上限額の範囲内で複数回分合算可能。
支援対象	「雇用安定助成金」又は「緊急雇用安定助成金（緊急特定地域特別雇用安定助成金含む）」の支給決定を受けた事業者で助成金の支給申請にかかる事業所が市内に所在する法人又は個人事業者 ・対象となる休業期間 雇用調整助成金 休業の開始が令和2年1月24日以降で、9月30日までの休業が含まれるもの 緊急雇用安定助成金（緊急特定地域特別雇用安定助成金を含む） 休業の開始が令和2年2月28日以降で、9月30日までの休業が含まれるもの ・対象となる経費 雇用調整助成金等の申請書類の作成や提出代行を社会保険労務士等に依頼した場合にかかる経費
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

事業番号 No.3	<u>苫小牧イノベーション活性化事業（新型コロナウイルス特別枠）</u> <u>申請期間：R2.7/21~R2.8/24</u>
事業概要	新型コロナウイルスの感染拡大防止や事業活動の再開・回復・再構築に向けて、他の企業がもつ先進的な技術やアイデアを導入し、新規事業の創出や課題解決に取り組む市内企業に対し、特別枠を創設し、補助金を交付する。 特別枠については、補助上限額の引上げ及び中小企業における補助率の拡充を行う。
支援対象	(1) 対象者 市内に事業所を有する事業者 (2) 補助額 1事業者当たり上限2,000千円(通常1,000千円) (3) 補助率 中小企業 4/5 (通常2/3) 大企業 2/3 (変更なし)
主管課	産業経済部 工業・雇用振興課

事業番号 No.4	<p>消費喚起事業助成金</p> <p>申請期間：R2.4/1～R2.12/28</p> <p><u>※予算に限りがありますので、早期に終了する場合があります。</u></p>
事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で集客が落ち売上が減少した事業者が、新たな事業の展開やイベントを実施する際に要する費用の一部を助成し、集客を取り戻すための支援を目的とする。</p>
事業概要	<p>事業者が新たに販路開拓、顧客獲得に資する事業、事業集客回復に資するイベント事業に対するして補助を行う。</p> <p>補助金は上限10万円（補助率10/10）</p>
支援対象	<p>苫小牧市内に本店や主たる事業所がある中小事業者</p>
主管課	<p>産業経済部 商業振興課</p>

事業番号 No.5	<p>融資保証料補給事業</p> <p>申請期間：R2.4/1～R2.12/28</p> <p><u>※予算に限りがありますので、早期に終了する場合があります。</u></p>
事業概要	<p>新型コロナウイルスによる影響を受けた小規模事業者が、金融機関から融資を受け、北海道信用保証協会へ信用保証料を支払った場合、保証料の全部または一部を市が補給することにより、小規模事業者の健全な経営に資することを目的とする。</p>
事業概要	<p>補給対象者が新型コロナウイルスによる影響を起因とした運転資金を借入れた際に発生した、信用保証料に対し対象</p> <p>1 融資あたり上限額10万円</p>
支援対象	<p>新型コロナウイルスによる影響を要因とする融資を受け、北海道信用保証協会へ信用保証料を支払った小規模事業者</p>
主管課	<p>産業経済部 商業振興課</p>

事業番号 No.6	経営継続支援事業 申請期間：R2.7/31~R3.2/26
事業概要	本支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の中小・小規模事業者に対し、支援金の給付及び業務用水道料金・下水道使用料の減免を行うことで、事業継続を支えることを目的とする。 ①1事業者につき、10万円を支給 ②業務用水道料金・下水道使用料の2か月分を減免
支援対象	市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者 《法人》 ・苫小牧市内に本店や主たる事業所があり、法人税の納税地が苫小牧市であること。 ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 《個人》 ・苫小牧市内に住所を有しているか、令和元年度所得税の納税地が苫小牧市であること。
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

事業番号 No.7	プレミアム付商品券事業 商品券利用期間：R2.9/16~R3.2/7
事業概要	コロナ禍で落ち込んだ地元における消費の回復及び拡大、地域経済の活性化を目的として、市内の商店等で使用できるプレミアム付商品券を発行する。さらに、大きな影響を受けた飲食店や地元店を応援するプレミアム付商品券を発行する。
事業概要	(1) 一般商品券 ・販売額 1冊5,000円(500円券12枚つづり) ・プレミアム率 20% (2) 飲食店&地元店応援チケット(通称:とまちケ) ・販売額 1冊5,000円(500円券16枚つづり) ・プレミアム率 60%
支援対象	店舗登録要件 ①市内に店舗を有し、実行委員会から承認された店舗 ②北海道スタイルを実践する店舗
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

今後実施予定の支援事業（詳細）

事業番号 No.8	オンライン合同就職説明会事業 ※現在委託事業者選定中のため実施時期等未定。 詳細決定後、更新予定。
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響で、合同就職説明会が相次いで中止となっているため、オンラインで合同就職説明会を開催し、市内をはじめ、オンラインで参加する全国の求職者と市内企業のマッチングを図ります。
支援対象	苫小牧市内に就業場所のある企業
主管課	産業経済部 港湾・企業振興課

事業番号 No.9	事業者向け支援策普及事業
事業概要	市内の全事業者（約 7,500）に対し、新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援策について、周知・広報を行うとともに、国等の支援策の活用状況や新型コロナウイルスの影響などの調査を実施する。 ※令和2年秋頃 市内全事業者へリーフレット等配布予定
支援対象	市内に事業所がある全事業者
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

事業番号 No.10	<u>固定資産税・都市計画税の減免（課税標準の特例）</u> 令和3年度課税が対象。
事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、一定の要件を満たす事業者の保有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を事業収入の減少幅に応じて、ゼロ又は2分の1とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税…事業用家屋及び償却資産 都市計画税…事業用家屋 <p>※令和3年度課税分に限りませ。</p> <p>※土地や、事業用家屋以外の家屋は、この制度の対象ではありません。</p>
支援対象	<p>(1) 以下のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>※ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人 ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人 <p>(2) 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比較して30%以上減少していること。</p>
主管課	財政部 資産税課（家屋係、償却資産係）

受付を終了した事業（詳細）

事業番号 No.11	<p>休業等支援事業</p> <p>※受付期間期間終了(R2.4/30~R2.7/31)</p>
事業概要	<p>北海道の休業等の要請に協力し、店舗の休業や営業時間の短縮、壇の間隔をあけるなど、新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者を対象に休業等支援金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の支援金への上乗せ（北海道と市で合計 30 万円） ・市独自支援として酒類の提供のない飲食店へ 30 万円
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の休業等の要請に協力し、店舗の休業や営業時間の短縮、席の間隔をあけるなど、新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者 ・酒類の提供のない飲食店で新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者
主管課	産業経済部 緊急経済対策給付金室

事業番号 No.12	<p>店舗改装費補助金特例の適用</p> <p>申請期間：R2.4/1~受付終了</p> <p>※予算額に達したため、申請受付を終了いたしました。</p>
事業概要	<p>新型コロナウイルスの影響を緩和、克服しようとする市内の中小企業及び小規模事業者の支援を行うことを目的とする。</p>
事業概要	<p>市内の施工業者を利用し、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和、克服するために行う、次のいずれかに該当する改装工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業を開始するための改装 ・衛生環境を整備するための改装 ・外気との換気を向上させるための改装 ・密集や接触を回避するための改装
支援対象	市内の中小企業者・小規模事業者
主管課	産業経済部 商業振興課

関係課・関係機関連絡先など

事業番号	組織名	住 所	電話番号
1、2 6、11	産業経済部 緊急経済対策給付金室	苫小牧市旭町4丁目5番6号 (苫小牧市役所9階)	32-6445
7 プレミアム 商品券	産業経済部 緊急経済対策給付金室	// (苫小牧市役所9階)	32-6266
3、9	産業経済部 工業・雇用振興課	// (苫小牧市役所7階)	32-6436
8 オンライン合 同就職説明会 事業	産業経済部 港湾・企業振興課	// (苫小牧市役所7階)	32-6438
10 減免固定資産 税・都市計画 税の減免	財政部資産税課	// (苫小牧市役所2階)	家屋係 32-6268 償却資産係 32-6270
4、5、12	産業経済部 商業振興課	// (苫小牧市役所9階)	32-6445